

【書評】石田真衣『民衆たちの嘆願：ヘレニズム期エジプトの社会秩序』大阪大学出版会 2022年

佐々木健

## 1. 前書き

著者は、本書に、「ヘレニズム時代の嘆願書パピルス史料の分析をもとに、当時の紛争解決のあり方や在地社会の変化について考察し」たとする送付文を同封した。紛争解決や民衆史など西洋史の重要テーマにつき、「多文化社会のなかで互いに複雑な関係を取り結んだ民衆たちは、自らの問題や紛争を解決するために、誰を頼りとし、何を、どのようにして訴えたのだろうか」（序章6頁）と問う。

本書については、従って、しかるべき専門誌上で複数の書評が予定されると聞く。そこで本評は、「ローマ学」の一分野としての「ローマ法」という観点<sup>1</sup>から、本書に光を当てるものである。

---

<sup>1</sup> 評者は、かつて、ローマの戦車競技場（チルコ・マッシモ）を見下ろす南西の丘（アヴェンティーノ）に所在する「ローマ学研究所」で、師クリフォ教授に誘われ、その講筵に列席した。サンピエトロ寺院が覗ける鍵穴で有名なマルタ騎士団の名を冠した広場に、同研究所は位置した。歴史のみならず、考古学、芸術・美術史、都市計画、言語学、社会学、経済学といった幅広い観点から、2000年を超える長いスパンで、ローマ文明の果たした役割や今日的意義、中世以降における受容や影響などを分析し、これを広く知らせることを目的とする。これに限らず、クリフォ先生は様々な機会に、色々な場所で開催される会を紹介された。兄弟子の車で送迎が必要な場合を除き、時間と会場を示されるだけで、現地集合が基本である。トラステヴェレでの反ファシスト学会議、ミルヴィオ橋を跨ぐ門の形をした塔の二階

著者は、以下で見る通り法制史の効用と限界とを鋭く認識した上で「訴え」を扱う。ローマ支配下のエジプトについては、高橋亮介氏の精力的な社会経済史的研究<sup>2</sup>がある。また、古代法が有する古典

---

での某教授退職記念行事など、ローマ史を彩る多くの事件に自然と肌身で触れることとなった。「ローマはどうであったか」という夫人の疑問（新書に類する著書 *Civis* の前書き参照）に答えつつ、先生は『現代ローマ法雑誌』を刊行され、今を生きる我々にとって「ローマ」が持つ意味を提示され続けた（上記著書 *Civis*こそ、古代から現代に至る市民権・国籍概念を跡付ける業績である）。評者も、その姿に倣い、歴史学と法学を往還しながら、本書の描く古代エジプトにおける行政と民衆との交錯を咀嚼しつつ、現代に生きる我々が受け取ることの出来るメッセージを探る。古代エジプトは、アクティウムの海戦によるローマ支配以前から、地中海でローマと交易する一体の文明圏に属する。穀倉地帯として、都市ローマから見れば重要な輸入元である。まして、プトレマイオス朝は、ギリシア文明を体現する。詳細は本文で後述するが、古代ローマにおける法実践は、エジプトを含む地中海世界の中で、局地的というよりは相互浸透（フィードバック）の影響を受ける。こうして、ローマ法には縁遠く見えかねない古代エジプト史研究も、両社会の特質を解明することに連なり、有意義な参照点となる。本誌に本書に対する拙評を寄せる所以である。

<sup>2</sup> ①R. Takahashi, J. Rowlandson, Chapter 7 Section 3 'Greek leases in the Ptolemaic and Roman periods', in: J. G. Keenan, J.G. Manning, U. Yiftach-Firanko (eds.), *Law and Legal Practice in Egypt from Alexander to the Arab Conquest: A Selection of Papyrological Sources in Translation, with Introductions and Commentary*, Cambridge UP, 2014 ; ②R. Takahashi, *The ties that bind : the economic relationships of twelve Tebtunis families in Roman Egypt*, Univ. of London Pr, 2021; ③ピーター・パーソンズ著

学上の意義も、広く紹介されている<sup>3</sup>。法パピルス学は欧州を中心に進展し、その成果は、日本でも、F・ルクレーツィ教授が、エジプトで発見されたパピルス遺言書を分析する「アントニウス・シルヴァヌスの遺言書について」と題する講演で披瀝されたばかりである<sup>4</sup>。翻って本書は、「ヘレニズム時代を古代エジプト史的一幕として語ろうとするため」「権力者へ声を発した民衆たちの行動それ自体」（4頁）に注目する。

裁判は、政治的決定の一種と解される<sup>5</sup>。「訴え」が、法的ルート（訴訟、裁判）で処理される（べき）か、それとも他の政治的紛争処理に回るか、あるいは社会的に政治問題（法的紛争）化しない（させない）形で燻る（一旦は矛を収める）かは、その時々状況・文脈、当事者・関係者の力学、更には社会に生きる人々の意識・認識、総じて社会構造に依存する。私見では、ギリシア・ローマの伝統（古代地中海世界におけるある種の到達点）に従えば、政治（的決定）

---

（高橋亮介訳）『パピルスが語る古代都市：ローマ支配下エジプトのギリシア人』知泉書館 2022年など。

<sup>3</sup> 葛西康德／ヴァネッサ・カツアート（編）『古典の挑戦：古代ギリシア・ローマ研究ナビ』知泉書館 2021年所収、葛西康德／ゲーアハルト・チュール「ギリシア人の法と裁判」、アーネスト・メツガー（著）葛西康德（訳）「ローマ人の法と法律家」など。

<sup>4</sup> 同講演は、近く、開催校（南山大学）の紀要類で公刊予定。

<sup>5</sup> 木庭頭『新版ローマ法案内：現代の法律家のために』勁草書房 2017年、23頁〔1-5 裁判ないし刑事司法制度〕、拙稿「ローマ法の後世への影響」大黒俊二・林佳世子・南川高志〔編〕『岩波講座 世界歴史 3 ローマ帝国と西アジア』岩波書店 2021年、226-227頁など。

の尊重・遵守が社会的に期待され、これを前提に人々は活動を決断する。信義則、予測（計算）可能性、経済圏（取引社会）の成立、といった概念が想起される。このうち、信義則 *bona fides* は、史料用語である。しかし、寡聞にして、対応するギリシア語、デモティック（古代エジプトの「民衆語」）の語法・語用・定型表現が存在した訳ではないようである。確かに、用語の不存在は概念の不存在を意味しない。それでも、テキスト上の痕跡を用語以外に発見しようとすれば、困難を極める。しかも、本書が対象にするのは、多層に文化が混交する「ヘレニズム時代」である。

本書は、「エジプト社会の秩序維持は王や役人だけが担っていたわけではない。長い歴史をもつ神殿組織や村単位のコミュニティの役割はこの時代にも継続している。加えて、住民個人の規範意識もまた秩序維持の重要なファクターとみなすこともできる。なぜなら一つの嘆願を契機として王の勅令が出される場合もあったからである」とし、「嘆願は、法や道徳など、現行の規範が嘆願者の側から引き出され、問い直される機会となり得た。嘆願の主体者たる多数の民衆たちは、ローカルな規範の形成と再編に大いに加担している」と言う（5頁）。ギリシア系役人を上部に据えた官僚制の称揚には批判もあり、本書が重視する「在地社会」の実態解明が図られる。「新しい制度が社会に浸透する背景には、紛争解決をめぐる既存の制度や慣習との折り合いだけでなく、紛争に直面した民衆たちの戦略的な行動があった」（5頁）。アクターは「土着のエジプト人、主として東地中海世界から移住してきた人々、そして民族的・文化的混淆のなかで生まれ育った彼らの子孫であった」（5-6頁）。「民衆たちは、自らの問題や紛争を解決するために、誰を頼りとし、何を、どのよ

うにして訴えたのだろうか」(6頁)と問う。

加えて、先行研究を踏まえ、「エジプト文化とギリシア文化」「継続と変化のコントラスト」に目を向け、「二つの文化が原動力となる相互作用とその結果として進行する再編のプロセス」を描く。特に、「ヘレニズム時代からビザンツ時代までのギリシア語・ラテン語パピルス文書」から進展した「パピルス学」に対し、デモティック文書を分析する「エジプト学」は分断が指摘されてきたが、今やギリシア文化の一方的な伝播を含意する「ヘレニズム化」の安易な使用を避けるなど、研究の深化が見られる。そこで、著者は、「エジプトの広範囲から出土する史料群の包括的な分析をおこない、特定の現象を通時的に観察する」ため、「嘆願とその処理の過程に注目する」(9頁)。確かに、「嘆願書は従来、法制度史の分野において、訴訟における初期段階の手続きとして、あるいは犯罪や法的権利の傍証として研究されてきた」<sup>6</sup>。これに対し本書は「エジプト語(デモティック)嘆願書や和解宣誓書、各言語の裁判記録など、紛争解決に関連する法的史料も包括的に活用する。それによって、この時代の多元的な法システムと民衆の自発的な嘆願行動を関連づけて論じ、エジプトの社会規範の変容と再編過程を民衆の視点から明らかにする」(9頁)。

---

<sup>6</sup> なお、法制史の観点からは、ローマ時代の下記事例について、邦語でも紹介があり、参考になる。クラウディア・クロイツァーラー(飛世昭裕訳)「Case 1 デイオニシア対カイレモン事件—ローマ時代のエジプトにおける法的紛争の一事例」U・ファルク他編著(小川浩三他監訳)『ヨーロッパ史のなかの裁判事例：ケースから学ぶ西洋法制史』ミネルヴァ書房2014年、1-22頁。

著者は、「あとがき」によれば、「古代エジプトの通史を……グレコ・ローマ時代へと読み進むにつれ、エジプト人たちの姿が次第に見えなくなっていくことに疑問を感じ」「多文化混淆の時代を共に生きた人々によって「動かされる」社会をありのままに観察すること」を目標とする。「ギリシア人がエジプトの社会に溶け込むのはどれほど大変だっただろう。どのような場面で苦勞したのだろうか。一方で、地中海の向こう側からやってきた外国人がファラオとなって、エジプト人は何を思い、どのような不満や悩みを抱えていたのだろうか」と問う。「たまたま残存している一枚のパピルス嘆願書は、当時の当事者にとって、時に生命や生活にかかわる大問題を訴えたり、時に偶然巻き込まれてしまった事件を知らせたりする非日常の証拠であると同時に、日常の規範そのものを指し示す証拠でもあり」、「当時の社会の日常と非日常、民衆たちの行動と心性に少しでも迫ることができたなら」と言う。

しかし、白眉たる第6章が、「嘆願が浸透する諸条件、すなわち王権と在地社会の関係、在地勢力としての神殿と官僚の関係、在地住民の戦略的な嘆願姿勢の分析から、嘆願を通じて社会諸関係が再編されるプロセスを考察する」(「序章」11頁)ことから分かる通り、「目的は社会変容の解明であり、嘆願書の記述的研究ではない」。従って「本書の地理的考察範囲はプトレマイオス朝支配下のエジプト内陸部、いわばナイル世界に限られる。プトレマイオス朝の海外領土やギリシア諸都市との関係性は、ヘレニズムを考察するうえで非常に重要な側面であるが、本書ではエジプトの伝統的な土着社会がいかなるかたちで変容を迫られ、そして実際に何が変容したのかを問うことに主眼を置いた」(同頁)とする。その限りで、前後の時

代や同時代の隣接地域との間で、共有可能な論点を提示し相互に参照する議論の場を設定し参画することは、容易でない。まして、ローマ支配下でのエジプト法の実態（実務）との接続は論じても、紀元後（元首政期）のイタリア半島における「訴え」との異同・差異化を分析する余地は、余りに少ない。「法」や「政治」なる概念が、ヘレニズム期エジプトに馴染みのないものであったからなのか、著者の関心がそこにはないからなのかは、判然としない。ただ、「支配者」ギリシア人が、「政治」に類する概念を念頭に置いていたと推測するのが穏当である。従って、その時代のエジプト人が、「政治」を独自に構想していたとすれば、その解明・説明は著者側が積極的に展開するよう求められる。

前置きが長くなりすぎたようである。

要するに、嘆願が法や裁判の形で現れるのは僅かな一部に過ぎず、社会秩序も法秩序と重なりつつも広い射程を持つ。本書が広く「社会規範」を論じるのに対し、評者の関心は「法」「裁判」に特化している。但し、法は社会から（相対的に独立するとは言え）遊離して存在し得ず、人々は法・裁判も見据えて（無視できず）行動を律する。従って、法的（裁判）規範を踏まえた社会秩序論が史学においても望まれる（狭義の法制度史に対する法社会史の必要性・重要性和パラレルな関係に立つ）。法学の一分野としての「ローマ法（史）学」もまた、（エジプト）社会の実態を踏まえて（古代）世界を的確に叙述し、分析し、把握するべきであろう。「ヘレニズム法」は、地中海の共時的現象として把握・論究・叙述するに相応しい<sup>7</sup>。その一

---

<sup>7</sup> 評者はかつて、ローマ大学の「ローマ法・東地中海諸法研究所」に客員として在籍した。その研究者養成コース（大学院）では、「ヘブ

分枝たる「ヘレニズム時代エジプト法」は、ローマ支配下に至る前史としてではなく、それ自体を独立の研究分野として、注目に値する。本書はその意識に乏しいが、成果・到達点は、活用・応用に開かれている。相互作用を目指しつつ、法という狭い観点から、著者には不本意な側面を有することは承知で敢えて、接続を試みる共通基盤の構築に向け、所見を提示する<sup>8</sup>。

## 2. 本書概要紹介

本書は、「民衆の目に映る古代エジプトの現実はいかなるものであったのかという素朴な疑問」(序章4頁)を出発点とし、「民衆たちがどのような悩みを打ち明け、どのように解決されることを望んだのか、そして、それらの嘆願がどのようにして処理されたのかという実情に迫ってみたい」(同)とする。これを反映するようにして、本書は以下の構成を採用する。

---

ライ法」「ムスリム法」の講義がある(前述のルクレーツィ教授は、ヘブライ法にも造詣が深く、『モーセ法・ローマ法対照』の専門家でもある)。東地中海諸法は複数形であり、「エジプト法」もまたその一部である。時代区分論は常に論争的であるが、ローマ支配の以前以後で卒然と区別するよりは、「移行」や「継続」を変容と劣らず論究することには意義が認められよう。

<sup>8</sup> 評者と著者は、残念ながら不採択となった研究プロジェクトを共同で企画した経験を有する。評者が総括する研究の下部組織を、著者が主導する計画であった。その意味で、内部者による偏見(身蟲眞)が混在する危険性は否定できないが、この点を自覚的に抑制するべく、予め自白しておく。



「序章」…古代エジプトの「民衆」と「嘆願」、古代エジプトの「ヘレニズム」

「第1章 パピルス史料とエジプト社会」…第1節 法制度史研究の射程と課題、第2節 環境的差異と社会像(1 地域社会の環境的条件／2 ファイユーム社会／3 上エジプト)、第3節 史料と社会像

「第2章 プトレマイオス朝エジプトの歴史像と実態」…はじめに、第1節 プトレマイオス朝の歴史像(1 伝統的国家像の形成／2 官僚制支配の合理性にたいする批判／3 並存するギリシア人とエジプト人／4 地域社会における相互作用)、第2節 在地社会におけるコミュニケーション：エドフの事例から(1 王朝による神殿政策／2 土地売買契約にみる社会関係)、第3節 在地社会における権力者(1 王朝権力の受容／2 王朝権力との交渉)、

「第3章 嘆願」…はじめに、第1節 嘆願処理の制度的側面(1 ヘレニズム時代以前における嘆願／2 ヘレニズム時代の嘆願)、第2節 嘆願書の史料性格と特徴、第3節 嘆願と救済(1 嘆願者／2 嘆願書の宛先／3 嘆願者の要求)

「第4章 嘆願ネットワーク」…はじめに、第1節 官僚制組織と嘆願、第2節 村落コミュニティ：ケルケオシリスの事例から、第3節 神殿コミュニティ：ソクノパイウ・ネソスの事例から、小括

「第5章 嘆願と秩序維持」…はじめに、第1節 ギリシア語による嘆願、第2節 神への宣誓と紛争解決、第3節 嘆願と裁き：ヘルミアスとコアキュタイの係争、第4節 調停と和解、小括

「第6章 在地社会の再編」…はじめに、第1節 嘆願と王の慈

悲、第2節 協働の秩序維持：在地勢力の連携（1 神殿勢力の容認と利用／2 官僚勢力の容認と利用／3 在地勢力の相即）、第3節 民衆の戦略：多様な社会関係のなかで、小括「終章 民衆たちのヘレニズム」

これに、「プトレマイオス朝の行政・治安維持を担う官僚」の一覧、地図、「あとがき」、「付録 プトレマイオス朝期エジプトの嘆願書一覧」、参考文献一覧などが付されている。

2017年に大阪大学に提出された博士論文を基礎とし、従って幾つかの章は既発表論文に加筆修正が施されたものである。

序章で、問題意識や視角、研究手法と史料論を概説する形で本書の構成・構想を描く。

第1章では、(1)法制度史研究について、多元的法システムを制度史的に孤立し研究する時期を経て、実態・動態を解明するアプローチが隆盛となって、紛争解決が注目されたとし、本書は、この延長に、「嘆願者と処理者双方の視点に立って考察する」(17頁)と言う。次いで、(2)環境的差異と社会像について、地域社会の階層構造（行政区分）に基づき、嘆願の多くが州の長官（ストラテゴス）によって取り扱われたことが指摘される。王朝の土地開発と神殿建設、入植軍人の度合いは地域差が多く、ファイユーム地方が大半を占めた。他方、テーバイス地方など上エジプトでは、ギリシア系入植は遅れるものの、政治・軍事的重要な拠点として正規軍を駐屯させつつ、神殿領を保護し温存した。(3)史料については、当初ギリシア語文書が多数であったが、デモティック証書も登録により効力を得るなど、「個人が使用言語を選択できる社会状況であった」(25頁)。著者は「契約証書や書簡、税の受領証など、収録されている」「アーカイ

ブの分析から、より濃密な社会関係とその変化のなかで当事者の嘆願行動を考察してみたい」(27頁)と言う。

第2章では、(1)先行研究を概観して、「王室による経済的秩序の形成と官僚組織の厳格な統制」という像は、行政パピルス文書の再解釈により修正を迫られ、伝統的なエジプト人書記家系などの主体的な活動が強調されるに至ったとし、二言語の史料を突き合わせることで、ギリシア系・エジプト系の両集団間に近接性と相互影響を見る。その上で、「在地社会のローカルな相互交渉によって実現されたプトレマイオス朝の秩序形成の過程を追究する」(39頁)と言う【なお、この方法論については、後述3. で批評する】。(2)事例研究により駐屯神殿に「銀行官」「徴税官」が置かれ、或いは「王の競売」に「王の銀行」が介入することが知られるが、契約当事者の半数が女性であるなど、エジプトの法的慣習も継続していた。(3)また、プトレマイオス朝の役職には、ペルシア時代に由来するものもあるなど、「重層的アイデンティティ」が指摘され、二言語で内容が対応する嘆願書が残存する例を挙げ、土着勢力との交渉に注目する。

第3章では、嘆願書を「権力構造や社会関係を読み解く史料」と解し「嘆願から裁判までの法制度的枠組みを整理」した上で、「地域別の嘆願事例を検証するための準備と」する(57頁)。(1)制度面について、旧来、嘆願が受理されたのは行政機構でもある「評議会」であったが、「神官兼裁判人三名が裁定するラオクリタイ法廷」が取って代わり、ヘレニズム期に入っても土着の法と裁判制度が継続したとされる【なお、「民事訴訟法(Zivilprozessordnung) …が使用された」(61頁)など、分析概念を混入させるのは妥当でない。後

述3. 【B】も参照】。これを支えたのはエジプトの文書記録・管理文化である。こうして、(2)書簡として嘆願書が保管され、時に出土する。パピルスの写真と翻刻、邦訳が掲載され、(3)当事者が村の役人・長官を最初は頼り、やがて州（ストラテゴス）に至るまでの各段階で嘆願が処理され得ることが示される。宛先も幅広く、財務、治安、書記の各専門役職に向けられ、多様な要求が示される。巻末の一覧に詳しいが、文面は簡潔で、端的に要求内容が記される例が挙がる【訴状における「請求の趣旨」に相当する】。ただし、嘆願者は、主体的に救済者を選択していたと指摘され、その選択を決定づけた「情況」及び「取り巻く人的関係や社会関係に着目しながら検討をすすめる」（78頁）。

第4章では下エジプト、第5章では上エジプトでの嘆願事例を分析する。第4章によれば、(1)王とストラテゴスの関係が緊密な地域では、州レベルの役人に裁定権があると認識されてきた。王に宛て「正義がもたらされるように」と依頼する。(2)しかし次第に、嘆願の処理過程に介在が期待される名宛人は、村落コミュニティの役人が増加する。嘆願書も詳細な事情説明が目立つ。強盗、徴税、浸水、といった場面で、「エジプト生まれのギリシア人」が嘆願書に登場する。(3)他方で村長官の不正についてなど、神殿の介在を要する事案も散見される。入植者の在地化と、土着住民の任官により、権力者が身近な存在となった。

第5章が描くテーバイス地方では、ギリシア語契約書の作成登録機関が整備された。同時に、神殿における和解を示すデモティック宣誓書も多く残存する。(1)相続や遺産持ち出しの紛争で、ギリシア人と婚姻関係を築いたエジプト人が登場し、ギリシア語嘆願書の形

式がデモティック文書にも流用されている。同時に、(2)神殿での和解手続は広く受容された。(3)嘆願が繰り返される事案では、多様な出自の人々で構成される審判人団が裁定を下した。その際、「在地の法」は王令と並び法源とされた。他方で、(4)「訴え」が「調停と宣誓」で一応の解決を見たとしても、嘆願を（上訴のようにして）繰り返す。神殿と役人とは相補的に秩序維持、紛争解決に資する存在として並存した姿が描かれる。

第6章では、ギリシア・マケドニア人による官僚機構と、土着の神殿機構の共存が描かれる。行政や宗教の側面とは異なり、司法面では両者は上下の関係に立たず、水平的に並立すると解する。即ち、(1)王の勅令による嘆願処理が期待される一方で、嘆願者が王と神々への奉仕を約束する形で、一種の合意が形成される。王朝と神殿は互酬的關係に立つと見る。(2)しかし、保護を確保し浸透させるには、在地勢力を活用した新旧の協働が望ましい。但し、著者の言う「法廷外での紛争手続き」（161頁）は、「上級神官が調停役を務める」（同頁）ことが前提であり、裁判との境が流動的である【後述3.【B】の論点γ参照】。神官も官僚と連携し、「民族的混淆」（163頁）に伴い両階層は結合した。(3)「多元的な法システム」（164頁）は、こうした文脈で語り得る。契約不履行を巡る事案では、州長官や神殿、或いはデモティック文書で争うラオクリタイ法廷へと、数次の嘆願と裁定が繰り返される。「王の勅令は最も効力のある法として認識されていた」（169頁）との指摘が本書では随所に登場するが、それは結局、「救済」「紛争解決」「嘆願処理」の問題であって、評者の用語法では「政治」「権力者」「介入」の次元に位置する。著者はこれを「在地社会には多様な法規範が存在しており」（172頁）と説

明するが、「紛争解決手続きや効力について一定の共通認識が形成されていたことを示唆している」(同頁)に過ぎないであろう。「統合された紛争解決システム」(173頁)として、「裁定者としての神殿勢力と官僚勢力を明確に区別することができない状況」を描く。「在地住民の主体的な訴訟戦略を踏まえれば、コミュニティの閉鎖性や王朝権力との対立構造を見出すことはできない」(174頁)とし「公的な紛争解決を促すことができた」と解した上で、「多様な法規範の相補的關係」と「上からの政策として王朝が積極的に介入することはなかった」(175頁)ことを指摘する。「両調停機関の連携」は「次第に緊密性を高め、一つの秩序維持システムを形成していった」(同頁)と見る。

終章では、「私的な問題と紛争は複雑な様相を呈するようになるが、その解決手段もまた多様なかたちで在地住民に開かれていった」とし、「地上の正義と秩序を体現する存在」としての王、「民衆の声に耳を傾ける」官僚、そして「正義を与える場としての神殿」という三者の中で、「書式化された嘆願書」が「ギリシア系支配層との交渉のために在地住民によってえられた手段として普及することとなった」と言う(184頁)。それは、「単に受容したのではなく、民衆たちが自ら交渉するために実情に即して選び取ったものであった」し、そこに「紛争解決と秩序回復をめぐる共通の規範が形成されるプロセス……に社会を構成するあらゆる民衆たちが参加していた」(同頁)と指摘する。その上で、課題として「他種の史料群が示す結果と整合させる必要がある」とし、媒体や「ディスクール」(言語表現・コミュニケーション)を踏まえた分析の深化を目指す。加えて、「長期的な視点」の検討も志向する。「嘆願書が、プトレマ

イオス王からローマ属州総督へと、きわめて自然にその宛先を変更している」として、「ヘレニズム時代以前の王朝時代からローマ時代にいたる古代エジプト史の連続性が問い直され、従来の時代区分にとらわれない社会史像を提示することができる」と言う【この点について、後述3.【C】参照】。

### 3. 批評と見通し（パースペクティブ）

#### 【A】関連書籍との対比

本書を巡る西洋古代史の研究状況として、近年、古代エジプト史関連書籍の刊行も目立つ。例を挙げれば、①周藤芳幸『ナイル世界のヘレニズム：エジプトとギリシアの遭遇』名古屋大学出版会 2014年、②波部雄一郎『プトレマイオス王国と東地中海世界：ヘレニズム王権とディオニュシズム』関西学院大学出版会 2014年、③大城道則『異民族ファラオたちの古代エジプト：第三中間期と末期王朝時代』ミネルヴァ書房 2022年、一般向けながら日常史に迫るものとして、④ドナルド・P・ライアン（大城道則監修・市川恵里訳）

『古代エジプト人の24時間：よみがえる3500年前の暮らし』河出書房新社 2020年、⑤ライアン（田口未和訳）『古代エジプトの日常生活：庶民の生活から年中行事、王家の日常をたどる12か月』原書房 2022年、といった書が思い浮かぶ。ヘレニズムとの関係では、ギリシア史の進展もこの潮流に影響していよう。⑥栗原麻子『互酬性と古代民主制：アテナイ民衆法廷における「友愛」と「敵意』』京都大学学術出版会 2020年、⑦篠原道法『古代アテナイ社会と外国人』関西学院大学出版会 2020年、⑧岸本廣大『古代ギリシアの連邦：ポリスを超えた共同体』京都大学学術出版会 2021年、⑨橋場弦『古代ギリシアの民主政』岩波新書 2022年などは、直接間接に、

本書の構想に呼応する(影響が相互に想定される)刊行物である<sup>9</sup>。

他方で、本書は民衆史ないし日常史・生活史の観点から、従って王権側に立つ既存の視点が偏りを示す点に反省を促すようにして、新たな歴史像を提示する。しかし、その分だけ、巨視的な視点、或いは経済史・遠隔交易に関する側面は、在地社会との接点から垣間見える場合・部分に限り、描くことができるに過ぎない<sup>10</sup>。

とは言え、本書が、その視座、方法、及び到達点(結論)として示す諸点において、非常に鮮やかで斬新な、しかし着実な歴史像である。出色のモノグラフとして高く評価されるべきことは疑いない。

### 【B】視座ないし用語法

他方で、著者が第3章で「裁判」を分析するに際し、「私的な書簡の包括的分析は本書の範囲外であるが、地域別事例研究において紛争解決や要望に関連するいくつかの事例については考察の対象

---

<sup>9</sup> 2023年3月の第8回古代史研究会春季研究集会では、フォーラム「Ex oriente lux?: ヘレニズム・ローマ帝政期のエジプトをめぐる西洋古代史研究の現在」と題し、①の著者、周藤教授が講演し、自身の書、高橋氏の著書②〔本稿註2〕、波部氏の著書③、そして本書を紹介しつつ批評した。その後、石田氏自身を含む各著者がコメントを発し応答した。講演内容は、論題の通り、研究動向を展望し、成果と課題を明らかにすると共に、それが古代ギリシア史／ローマ史に如何にして寄与・フィードバックをし得るか、という観点が付されていた。

<sup>10</sup> 前述(本稿註9)の講演で、周藤氏は「在地社会は、地中海の海上交易から孤立していた訳ではない」と主張し、加えて、アテナイの法廷弁論でも、冒頭は全て「嘆願書」ではないか、と指摘した。いずれも、評者の首肯するところである。



とした」(註17、対応本文は62頁「嘆願の作法を垣間見ることができる」)、とする点は、正に本書の到達点と課題とを浮き彫りにする。「嘆願から社会が見える(法も見える)」との主張に、異論はない。しかし、同時に、以下の諸点も、著者は同意するであろう。即ち(1)「法・裁判は嘆願だけから分かる」訳ではないし、(2)「社会を知るには嘆願を見れば十分」でもない。まして、著者は「秩序」「規範」「変容」をヘレニズム期エジプトについて「語ろう」とするのであるから、必要なのは説得力の調達である。従って、【 $\alpha$ 】「嘆願から見えたもの」を語るだけでは不十分で、「何が見えなかったか」「何故、見えない部分を措いても嘆願研究が重要か(優先されるべきか)」を語るべきであった。加えて【 $\beta$ 】「嘆願と裁判との関係」「嘆願によらない他の社会規範」「嘆願すらできない人々の声」「嘆願を握り潰す勢力の実態」は、嘆願書の包括的研究では解明できない。そのためには、近接する研究分野に「フック」を用意するのが有益である。「法」「裁判」「政治」は、慎重に概念規定し共通基盤として語るならば、有望な候補である。著者は、法制度に収まりきれない民衆の声を掬い上げようとした。それは非常に魅力的で有益な分析を含み、鮮やかな像を示す。しかし、同時期の隣接地域に、あるいは前後の時代のエジプト以外に、「嘆願書」に類する根拠史料を用いて民衆の「訴え」を再構成できる残存状況が期待される例は、恐らくない。歴史研究における特殊と一般、個と総合、一回的事実の叙述とその文脈化との相克、と言っても良い。個別具体的特徴的現象(「嘆願(書)」)にフォーカスすればするほど、その特殊性が強調され、結果として、「狭い業界(蛸壺)」の中に影響は留まる。

著者自身、「終章」において、「政治体制の変化と社会の変化は必

ずしも一致しない。ヘレニズム時代における相互作用と変化が、ローマ時代にかけてどのように継承されたのかを通時的に解明することが求められる」(185頁)と言う。例えば、著者の批判する「高度な官僚制組織に支えられた強大な中央集権的専制国家像」は、ロストフツェフなど、資本論、マルキシズムとの対抗から生じ、誤解を恐れずに言えば論者の時代的被制約性から逃れられない観点から、現実世界、現実政治を半ば投影する形で、古代社会を描いたものであった。すると、著者の描く「民衆たちの嘆願」も、専門分化の進んだ現代社会において声を出せず、掬い上げてもらえない人々の姿が、無意識に投影されている危険が否定できない。正式の「裁判」から爪弾きにされ、それでもそれに近い救済ルートを得ようとする手段が、著者の言う「嘆願」ではないか。すると、対応する現行の枠組み(比較における機能的等価物)は、ADR(裁判外紛争解決手続 Alternative Dispute Resolution)と言うべきである。現代の法学、社会学において既に、正規の裁判とADRとの関係に関する研究・分析は相応に進展しており、著者の議論にも大いに資する筈である。「(裁判上・裁判外の)和解」、「調停」「仲裁」と「裁判」との関係、当事者による戦略的選択、訴訟への(司法)アクセス(容易性)、といった論点・観点が浮かぶ<sup>11</sup>。要するに、上記は著者に望む

---

<sup>11</sup> ①近代的制度としての調停につき、川口由彦編著『調停の近代』勁草書房 2011年、②裁判に先立つ紛争処理につき、三阪佳弘編『「前段の司法」とその担い手をめぐる比較法史研究』大阪大学出版会 2019年、③Infrajustice概念が持つ「前段」に留まらぬ「裁判外」の広範な内容につき、松本尚子「Infrajustice とは何か：「伝統社会の司法利用」研究の準備作業として」上智法学論集 65巻 1・2号(2021年) 81-116頁参照。

べきものではないが、それでも、【γ】自己の議論がどのような反響・余波を生じ得るのか、慎重かつ大胆に、もう少し広い視野で、境界・周縁部分で他専攻と化学結合(反応)を生じさせる余白、共有結合のための価電子を外殻に散りばめて欲しかった。

### 【C】時代区分と視野

本書は、ヘレニズム期エジプトを描きながら、土着の法が如何にして生き残ったかをも示している。著者は無自覚なのであろうが、それは、多少の一般化を伴う表現では、外来王権の「定着」と「相克」を指す。「終章」でローマ支配下との連続性を意識しつつ、「従来の時代区分にとらわれない」と表現した。近時、エジプトのヘレニズム時代とローマ支配時代とを「グレコ・ローマン時代」などと呼ぶようでもあり、若干の奇異を感じながらも、いずれもが外来勢力による支配として共通項を持つ点は、再認識する方が良い。

すると、本評冒頭で示した「ローマ学」の観点からは、「ヘレニズム期エジプトの社会が、元首アウグストゥスの下で迎えた筈の「ローマ化」の内実は如何なるものであったか」が重要な論点となる。この点は、二重の意味で興味深い。即ち、(1)ギリシア人がファラオとして承認される過程に生じた「軋轢」とその「摩滅」は、アウグストゥスへの皇帝崇拜(ローマ支配の受容・馴致)にとって下地となったのではないか、そして(2)岳父カエサル暗殺を見て共和政の仮面を付けた筈の「元首」が、やがて皇帝として君臨するのは、エジプトでの「ファラオ」としての経験・地位が下支えたのではないか、という両面で、①「ローマ支配以前のエジプトがローマ支配に与えた影響」と、②「ローマ支配下のエジプトが、他の帝国諸領域や皇帝権力の在り方に与えた影響」を問うことになる。

本誌の主たる論題である「ローマ法学」との関連では、「法の継受」論に接続可能な論点でもある。末期王朝時代の法は、ヘレニズム期に如何なる変容を遂げたか、その変化の度合い、分野、手続は、その後のローマ支配下での法へと変遷する際に比して、同様のものではあったのか。とりわけ、「ローマ化」との文脈では、帝政前期ローマの法は、果たしてエジプトにどの程度浸透したのかが、しばしば疑問視されてきたところである。法継受まで見通すことを、著者に求めるつもりは全くない。しかし、そのような波及効果を持つ著作であることを自覚するのは悪いことではない。仮にその自覚があったならば、法の外在性と内在性、手続の硬直性と経路依存、立法の恣意性と当事者による法援用、「押し付けられた法」とこれを搔い潜る人々の姿、といった諸点も、視野に入ったと目される。そうだとすれば、叙述の一部も、違った行論になったと推測される。

#### 4. 結語

歴史学は、不断に更新を必要とする。原理的に、(1)手許にある史料にその叙述が依存し、かつ(2)叙述言語たる現代語が、背景にある社会の変容に伴い分析概念・説明用語、あるいは視角・視座を常に更新するよう求めるからである(環境やジェンダーに着目する歴史叙述を想起されたい)。そして同時に、原史料の内容は、歴史家による解釈を俟ち、従って含意(シニフィエ)は論者次第でどのような千変万化する。これを例えば現在の日本語で伝えるときは、コミュニケーション手段としての表現(シニフィアン)との間で、不整合が生じかねない。記号が、発し手と受け手の双方による独立の解釈を俟つからである。

端的に言えば、「より正確で詳細な歴史像を求めること」と、「よ

り今日的で分かり易い表現で歴史を語ること」とは、独立の変数であって、一方を改善しても他方が改善されとは限らず、往々にして一方が他方の犠牲になる。まして、個別の一回的事象を詳細に検討すればするほど、現在の用語法から離れ、かつ、優秀な研究者であればあるほど、史料用語で当時の人々が語ろうとした内容を、その時代の言語でも今の言葉でも上手く表現し切れない、という「もどかしさ」に出会う。

歴史が、語り手と聞き手の間で成立する物語であるとするれば、本書もまた、繰り返すことで絶えず改善を試みるコミュニケーションの一端である。関係を遮断することで対話の機能不全を回避するよりは、人文学としての歴史学は、社会科学としての法学との対話にも開かれた存在であり続けて欲しい<sup>12</sup>。

翻って、「ローマ法学」もまた、人文学（歴史学）が対話を欲するような出力を提示し続ける責務を負うことは言うまでもない。

---

<sup>12</sup> 著者の指導教員でもある栗原麻子氏は、周藤芳幸氏（同氏もまた、本書の基礎となる博士論文の審査委員であった）が本書を含む近時のエジプト史関連研究書を通覧し批評した講演（本稿註9参照）を受けた直後、その研究集会の「閉会の辞」において、次のような発言をされた。「大阪大学文学部長として、卒業式で挨拶をした。人文学には対話が不可欠であり、学生には、先行研究との対話、史料との対話を心掛けた経験を大切にしたいと伝えた。これに加え、本日の講演に見られるような研究者仲間相互の対話も重要であり、得難い機会として、今後も継続したい」と。評者は、この発言に感銘を受けつつ、文系（人社系）の仲間として、法学者も対話に加えて頂きたいと願う。